



「松伏町第3次障がい者計画及び 松伏町第4期障がい福祉計画(素案)」及び 「松伏町地域福祉計画(素案)」に対する ご意見を募集します

町では、次の計画(素案)に対する意見を広く皆さんから募集します。ご意見をお聞かせください。

■「松伏町第3次障がい者計画及び松伏町第4期障がい福祉計画(素案)」

…障がい福祉施策の推進を図るため、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づき、障がいのある人の暮らしを支えるための全体的な計画と福祉サービスの量と提供体制を確保するための計画

■「松伏町地域福祉計画(素案)」

…社会福祉法に基づき地域福祉を推進するための基本理念や施策体系、推進目標などを定めた計画

■公開・募集期間／2月17日(火)～3月17日(火)

■公開場所／町ホームページ、役場本庁舎1階町政情報コーナー、中央公民館図書室、赤岩地区公民館図書コーナー

■対象者／町内在住・在勤・在学の方

■提出方法／所定の用紙に、必要事項(住所、氏名、ご意見など)をご記入の上、Eメール、郵送(持参可)又はFAXで福祉健康課へ提出してください。

【提出先】

〒343-0192

松伏町大字松伏2424番地 松伏町役場 福祉健康課

☎991-1877 FAX 991-3600

Email fukushi11465@town.matsubushi.lg.jp

■ご意見に対する回答／提出されたご意見などは、類似の内容について取りまとめ、町の考え方を付して町ホームページで公表しますので、個別に回答はしません。なお、公表する際、住所、氏名などは記載しません。



野外焼却(野焼き)は法律で禁止されています！

近所でごみを燃やして、「煙がすごくて窓も開けられない。」「洗濯物に臭いがついてしまう。」などの苦情が後を絶ちません。ごみを燃やすと煙や臭いによる近隣住民とのトラブルをまねくだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させるため、人の健康にも悪い影響を与えてしまいます。

家庭などから発生したごみは燃やさず、指定された日に正しく分別してごみステーションへ出してください。

■野外焼却(野焼き)とは？

- ▶ ドラム缶などを使用しての焼却
- ▶ 地面に穴を掘っての焼却
- ▶ ブロックで囲んでの焼却

など



※稲わらなどの農業を営むためのやむを得ない焼却、風俗慣習上又は宗教上の行事に必要な焼却などについては法律上例外として認められていますが、少量の焼却を心がけ、時間帯、風向きなどに気をつけて近隣の迷惑にならないようご注意ください。また、近隣に住宅がある場合、焼却前に一声かける思いやりも必要です。

※周辺から苦情が寄せられた場合は、中止や焼却方法について指導の対象となります。